

【自己採点表への記入時の注意事項】

- 1 入札者は入札者名欄と評価基準ごとの自己採点欄のみ記入してください。
発注者は評価基準ごとに記入された自己採点欄についてのみ、得点の確認を行うので、小計欄や合計欄に記載された数値は、発注者の確認の対象となりません。
なお、簡易型の場合、「④施工計画について」における自己採点欄に記入する必要はありません。
- 2 複数の自己採点表が提出された場合は、記載された自己採点の合計の値が最も低い自己採点表を、発注者の確認の対象として取り扱います。
- 3 評価基準におけるそれぞれの自己採点欄に、2つ以上の得点（数値）が記載されていた場合は、記載された数値の中で最も低い値を、自己採点の得点として取り扱います。
- 4 自己採点欄を空白とした場合は、空白となっている項目について得点を0点として取り扱います。
- 5 入札者名欄に入札者と異なる社名が記載されていた場合、当該入札において失格とはなりませんが、加算点を0点として取り扱います。なお、談合等の疑いがあるときは、調査の対象となる場合があります。
- 6 自己採点欄に記載された数値が判読できない場合（特殊なフォントを使用した場合などに生じるいわゆる「文字化け」も含む。）は、当該評価項目に対する得点を0点として取り扱います。ただし、ファイル全体を読み込むことができない等の場合は、発注者から自己採点表の再提出を求めることがあります。
- 7 自己採点の得点が、入札者から提出された技術資料を確認することによって発注者が確認した得点と異なっていた場合の取り扱いは次のとおりです。
 - (1) 入札者の得点が発注者の採点した得点より高かったとき
→ 発注者の採点した得点の1／2を得点とします。

(例) 入札者が記入した点 3. 0点
発注者の採点した得点 2. 0点
→ 得点 $2. 0 \div 2 =$ 1. 0点
 - (2) 入札者の得点が発注者の採点した得点より低かったとき
→ 入札者の採点した得点とします。

(例) 入札者が記入した得点 2. 0点
発注者の採点した得点 3. 0点
→ 得点 = 2. 0点
- 8 自己採点表を入札の際に提出しなかった場合
→当該入札において、失格となりませんが、加算点は0点として取り扱います。
(入札が適正に行われていた場合は、標準点は与えられます。)

- 9 それぞれの評価項目に記載している配点のいずれかの点を自己採点欄に記入してください。

【参考例】

評価項目	評価基準	配点	自己採点	県の採点	得点
平成17年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	矢板長22.0m以上の鋼矢板の油圧圧入工事の元請け実績あり	3.0			/3.0
	矢板長11.0m以上の鋼矢板の油圧圧入工事の元請け実績あり	2.0			
	矢板長11.0m未満の鋼矢板の油圧圧入工事の元請け実績あり	1.0			
	上記のいずれにも該当しない。	0.0			

- 10 工事成績の平均点の端数処理は小数点第3位を四捨五入することとします。

(例) 74点、76点、77点の3件の実績がある場合
 $(74点 + 76点 + 77点) \div 3件 = 75.666 \dots 点$
 $\rightarrow 75.67点$

- 11 工事成績について、企業の工事成績は同種工事の条件を指定した場合、配置予定技術者の工事成績は同種工事の条件を指定していない場合における企業・技術者のそれぞれの平均点の算出方法を次に示します。

(工事成績の同種工事の取り扱いについてはそれぞれの公告でご確認ください。)

(算出例) 3件の工事实績が次のとおりするとき、企業の施工実績の同種工事が「土木一式工事」と指定されている場合の工事成績の平均点の算出方法

対象期間内の工事の施工実績

土木一式工事 74点 (主任技術者A氏)
建築一式工事 77点 (主任技術者B氏)
建築一式工事 80点 (監理技術者A氏)

- (1) 「①企業の施工実績について」における工事成績の平均点の計算

「土木一式工事」の平均点： $74点 \div 1件 = \underline{74.00点}$

- (2) 「②配置予定技術者の能力について」における工事成績の平均点の計算

「A氏」の平均点： $(74点 + 80点) \div 2件 = \underline{77.00点}$

- 12 配置予定技術者を複数名申請した場合、一番低い評価点の人で採点してください。なお、専任指導技術者の配置を申請する場合も同様に、一番低い評価点の人で採点してください。

13 「③企業の体制・地域貢献・担い手確保」のアからオまで（アからエまで又はアからウの場合があります。以下同じ。）の項目（以下「選択項目」という。）の取扱いは次のとおりです。

(1) 入札者は、選択項目については、アからオまでの5項目（4項目又は3項目の場合があります。）のうち、最大2項目まで選択できます。3項目以上記載されていた場合は、記載された項目のうち低い値から2つを自己採点の得点として取り扱うこととし、項目の得点が同点の場合はアからオまでの項目順で、自己採点の得点として取り扱います。

(2) 選択項目については、選択しない項目は空欄としてください。

(3) 選択項目について、入札者が「0.0 点」と記入した項目は、その項目を選択しなかったとみなします。

(4) 発注者は、「発注者が採点する者」の選択項目が3項目以上記載されていた場合は、記載されている選択項目すべての得点の確認を行い、発注者が確認して得られた得点のうち低い値から2つを選択項目の得点として取り扱うこととします。

なお、発注者が確認した項目の得点が同点の場合はアからオまでの項目順で選択項目の得点として取り扱います。

(5) 選択項目について、自己採点の得点が発注者が確認した得点と異なっていた場合の取扱いは、7に記載の取扱いと同様です。